

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「AML/CFT」という。)を経営上の最重要課題と位置づけ、金庫全体で態勢整備に取り組んでいます。

このため当金庫では以下の措置を講じるとともに、子法人等においてもそれぞれのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクの状況に応じて、同様の措置を講じています。

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「AML/CFT」という。)が、経営上最も重要な課題であることを認識し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」という。)リスクに対して有効な対応を実施していくための管理態勢を構築し、業務を遂行する基本方針として次のとおり本方針を定める。

### 第1章 運営方針

#### 1.1 リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持

- (1) AML/CFTは、時々変化する国際情勢や、これに呼応して進化する他の金融機関等の対応に強く影響を受けるものであり、こうした動向やリスクの変化等に機動的に対応し、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を有効性のある形で維持していく必要がある。当金庫は金融活動作業部会(Financial Action Task Force、以下「FATF」という。)の勧告等の中心的な項目であり、我が国金融システムに参加する金融機関等にとって、当然に実施していくべき事項(ミニマム・スタンダード)であるリスクベース・アプローチ(以下「RBA」という。)によるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持を図る。
- (2) RBAの実施において、当金庫は、マネロン・テロ資金供与のリスクを特定、評価、監視、管理および低減するための適切なプログラムを確立するよう努めるが、リスクが高い場合に当金庫はそれらのリスクを管理し、低減するための厳格な措置を取る。一方、リスクが低い場合には簡素化された措置を取ることもある。その結果、経営資源を効率的に配分し、全体的なリスクの低減を図る。

#### 1.2 諸法令の規定

AML/CFTについては、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)等の関係法令において、取引時確認等の基本的な事項が規定されている。当金庫は、犯収法上の「特定事業者」に該当するほか、外為法上の「銀行等」「金融機関等」として同法上の規制に服するものであり、これらの法令の規定をその適用関係に応じ遵守する必要があることは当然である。

#### 1.3 AML/CFTの動向への対応

日本国内のAML/CFTの動向のみならず、外国当局による監督も含め国際的なAML/CFTの動向を十分に踏まえた対応をとる。

テロの脅威が国境を越えて広がっていることを踏まえ、当金庫においても、テロリストへの資金供与に自らが提供する商品・サービスが利用され得るという認識の下、実効的な管理態勢を構築する。国によるリスク評価の結果(犯収法に定める「犯罪収益移転危険度調査書」)やFATFの指摘等を踏まえた対策を検討し、リスク低減措置を講ずる。

大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外為法や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ、我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(国際テロリスト財産凍結法)をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた態勢を構築する。

#### 1.4 ガバナンス

AML/CFTが、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取り組みを進める。

経営戦略の中で、将来にわたり当金庫の業務がマネロン・テロ資金供与に利用されることのないようフォワード・ルッキングに管理態勢の強化等を図るとともに、その方針・手続・計画や進捗状況等に関し、データ等を交えながら、顧客や当局等を含む幅広いステークホルダーに対し、説明責任を果たしていく。

#### 1.5 官民連携

金融庁が各金融機関等の取り組みをモニタリングし、その結果得られた情報を金融機関等と共有しつつ、管理態勢の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることで、態勢の強化を図る。また、日々変化するAML/CFTの動向を踏まえた業界団体や中央機関等の役割や、当局との連携のあり方については、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の記載に基づき、各機関と連携を図る。

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

### 第2章 組織態勢・責任者

- (1) 当金庫は、AML/CFTの実効性確保のため、当金庫の方針・手続・計画等を策定した上で、経営陣による関与の下、これを全社的に徹底し、有効なAML/CFT管理態勢を構築する。
- (2) 当金庫は、AML/CFTを経営の最重要課題の一つと位置付け、業務部コンプライアンス課担当役員をAML/CFTに関する統括責任者(以下「AML/CFT統括責任者」という。)とし、業務部コンプライアンス課をAML/CFTの徹底を図るための統括部門とする。経営会議はAML/CFT統括責任者を任命し、その職務を全うするに足る必要な権限を付与する。また、業務部コンプライアンス課等にはAML/CFTに関する専門性を有する人材を配置し、必要な予算も配分する。その上で、AML/CFTに関わる役員・部門間での連携を図るため、マネロン等対策検討会を設置する。
- (3) 当金庫は、子法人の業態も踏まえながら、子法人も含めて方針・手続・計画等を策定し、全社的に整合的な形でこれらを適用する。
- (4) 当金庫は、バーゼル銀行監督委員会「銀行のためのコーポレートガバナンス諸原則」で推奨された「三つの防衛線」の考え方で、別途制定の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策要領」通り、役割と責任の明確化を目指す。

### 第3章 AML/CFTに関する法令上の措置

当金庫は、取引時確認、取引記録の保存、資産凍結等の措置に係る確認、疑わしい取引の届出等のAML/CFTに関する法令上の措置について、適時適切に対応できる金庫内態勢を整備する。

前記態勢は、ルールベースおよびリスクベースに分類し、それぞれの規程・方針・要領・手順書等に規定することにより整備する。

### 第4章 継続的な顧客情報の管理方針

- (1) 当金庫は、個々の顧客の情報に着目し、当金庫が特定・評価したリスクを前提として、顧客の情報や顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する「継続的顧客管理」を、中核的低減措置として位置づける。
- (2) 当金庫は顧客リスク評価を全ての顧客について実施するが、当金庫がマネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した場合には、リスクに応じた厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence : EDD)を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、リスクに応じた簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence : SDD)を実施する。

### 第5章 取引モニタリング・フィルタリング

- (1) 当金庫は、リスク低減措置の実効性を確保する手段として、取引そのものに着目し、当金庫における取引状況の分析、異常取引や制裁対象取引の検知等を通じて、講ずべきリスク低減措置を判断・実施する。
- (2) 当金庫は、取引モニタリングにおいて自らのリスク評価を反映したシナリオ敷居値等の抽出基準を設定して、その検知結果や疑わしい取引の届出状況を踏まえ、抽出基準の有効性を分析し、その改善を図る。

### 第6章 疑わしい取引の届出

- (1) 当金庫は、適切なモニタリング・フィルタリングを実施し、疑わしい顧客や取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備する。  
検知した疑わしい取引について、適時適切な措置を実施する態勢を整備し、関係法令に基づき、速やかに当局に届出を行う。
- (2) 当金庫は、疑わしい取引の届出状況等を他の指標と併せて分析することにより、当金庫のAML/CFT管理態勢の強化に有効に活用する。

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

### 第7章 提携先・コルレス先の管理

当金庫は、提携先・コルレス先について十分な情報収集に努め、その評価を適切に行い、リスクに応じた適切な措置を実施する。また、営業実態のない架空銀行(シェルバンク)やAML/CFT態勢の不十分な提携先との関係は遮断する。

### 第8章 ITシステムの活用

ITシステムの活用について、当金庫は、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的効果的かつ迅速に行うために、ITシステムの活用の可能性を検討する。

### 第9章 役職員の育成

当金庫は、全役職員向けの研修等を継続的に実施し、AML/CFTに関する理解を深めるとともに役職員の意識向上を図り、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に努める。

### 第10章 遵守状況の検証

当金庫は、AML/CFTに関する遵守状況を点検し、その点検結果を踏まえて継続的にマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の改善に努める。当金庫は、管理態勢の改善について経営陣が承認するだけでなく、遵守状況およびその点検についても経営陣が定期的及び随時に報告を受け議論を行うなど、主導的に関与する。

### 第11章 改廃と附則

本方針の改廃は理事会の決議による。

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 態勢図(2022年5月31日現在)

